平成 19 年度事業計画

社団法人 日本シヤッター・ドア協会

はじめに

建築物は、経済活動や個人の生活を支える拠点として、求められている性能は多岐にわたっている。シャッター及びドアは、建築物における防犯等の管理性能及び防火等の防災性能を担う重要な役割を担っている。当協会は、昭和 39 年に社団法人日本シヤッター工業会として設立以来、シャッター及びドアの性能向上を通じて建築技術の向上に貢献し、より安全で安心できる社会の形成に貢献してきた。

わが国の経済活動は、マクロにはここ数年後退することなく進んでいるが、建築需要の伸びは全体の傾向を下まわっているほか地域的な偏りが見られるようになっている。また経済活動のグローバリゼーションは、我が国経済活動とは無関係にシャッター及びドアの主要原材料である鋼材価格に変動を及ぼしている。このため当協会会員がシャッター及びドアに期待される社会貢献を果たしつつ健全な生産体制を維持していくことが脅かされつつある。加えて、侵入犯罪や火災等の災害も社会の変化に合わせて高度化・複雑化しており、シャッター及びドアが備えるべき性能も、より高度なものが求められている。

一方で、当協会会員が供給してきたシャッターやドアの社会におけるストックも膨大なものとなっており、それらを健全に機能させることも安全で安心できる社会の形成の観点から看過することのできない当協会会員の関連業務であり、当協会の公益活動の一つとなっている。平成 20 年度より、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行が予定されており、当協会の公益活動を充実させる契機を迎えている。

平成 18 年度において当協会は､同年 6 月に生じた不適正な防火シャッター点検に伴う学童負傷事故を踏まえ、防火シャッター・ドア等点検法制化推進本部を設けて点検を中心としたさまざまな検討を進めてきている。

以上の状況を踏まえ､平成 19 年度において当協会は下記を使命として第一章に述べる定常的事業及び第二章に述べる防火シャッター・ドア等点検法制化を推進する。

ア、シャッター及びドアの製造、施工の標準化
イ、シャッター及びドアについてのユーザー（建築主及び利用者）のニーズへの適切な対応
ウ、協会及び会員の業務への社会的評価の向上
エ、シャッター及びドアの点検制度の普及

第一章　定常的事業

調査研究事業

シャッター、ドアに関する社会の新たなニーズの状況を把握し、これに対応すべき材料、品質規格、製造法並びに工法、使用及び維持管理の水準を明らかにすることを目的として以下の調査研究を行う。

- 危害防止機構にかかる諸基準の整備

- 防犯用新製品の認定基準の策定
- 高速シートシャッターの安全に関するガイドライン及び技術標準の策定
- 基準用語等の標準化
- 海外先進情報の収集

普及事業

調査研究事業の成果を資料化し、無料で会員ほか関係者に配布、提供する。本年度においては、次の資料を改訂し、普及を図る。

- 危害防止機構にかかる技術基準の解説
- 耐火クロス製防火・防煙スクリーン技術標準

評定登録事業

所定の性能であるシャッター又はドア及び所定の能力を備えたシャッターの保守、検査を行う技術者について、下記の認定等を行い、登録を行う。また、これらについて所定の証紙等を発行するとともに新たなニーズに対応した運用基準等を検討する。

- 遮炎・遮煙性能防火戸(CAS)の承認
- 連動機構・装置等自主評定
- 防犯性の高い建物部品の自主管理認定
- 保守点検専門技術者の認定
- 検査員の認定

上記中連動機構・装置等自主評定は社団法人日本火災報知機工業会及び日本防排煙工業会と共同で、また防犯性の高い建物部品については警察庁等で組織する官民合同会議に参画して実施する。

講習事業

評定登録事業に必要な下記の講習その他シャッター及びドアに携わる者の資質の向上に有益な研修を行う。

- 保守点検専門技術者講習
- 検査員講習

受託事業

当協会のシャッター及びドアに関する専門性を生かして下記を含む他分野からの業務を受託する。

- 建設業総合相談受付窓口業務（シャッター等鋼製建具工事）

図書頒布事業

シャッター及びドアに関する専門書を刊行し、有料で配布、提供する。

運営管理事業

定款に定める公益目的に即した活動を推進するため、会員の拡充と意思疎通を図り、組織

の意思決定を的確に行うとともに関連する諸団体や行政機構と提携して協会活動を活性化するため下記を行う。

- 総会、理事会その他運営上必要な委員会の定期的開催
- シャッター関連ＪＩＳ規格改定（日本工業標準調査会)、建築工事管理指針改定（公共建築協会）等への協力
- ＰＬガイドラインの改訂、スチールドア契約適正化研修、工事見積・施工条件標準の改訂
- 事故報告制度の拡充
- 支部活動による自主研修等を通じた会員の業務水準の向上
- その他関連団体の公益的行事等への協賛

上記中、事故報告制度については、公益性の高い資料提供・普及事業への移行を検討する。

第二章　シャッター・ドア等点検法制化推進

平成 18 年度における防火シャッター・ドア等安全システム研究会（委員長辻本誠東京理科大教授）による調査研究の報告を踏まえ、当協会及び会員の点検に関する業務のあるべき姿を明確にし、点検の必要性について関係方面を含む社会一般の理解の浸透を図るとともに関連する業界や類似する装置等を扱っている業界に協力を要請し､関係行政当局に法制度化の実現を求めていく。具体的には、以下の事項を確立して関係方面等に働きかける。

- 点検実施者の能力に応じた点検方法
- 点検方法を踏まえたシャッター・ドア及び周辺の設計・施工上の留意事項
- 点検方法を明確にしたシャッター及びドアの取扱説明書（標準モデル）
- 協会会員の点検業務基準

なお、必要に応じて関係行政当局その他との調整を行うものとする。

第一章及び第二章の事業を遂行するため､平成 19 年度当協会においては､必要に応じて学識者、関連行政担当者、関連業務団体役職員の参加を求めて会員の協力による委員会を組織するとともに各事業の進行管理及び日常の活動のために必要な事務局の体制を整備する。(別表参照)

〈表１〉

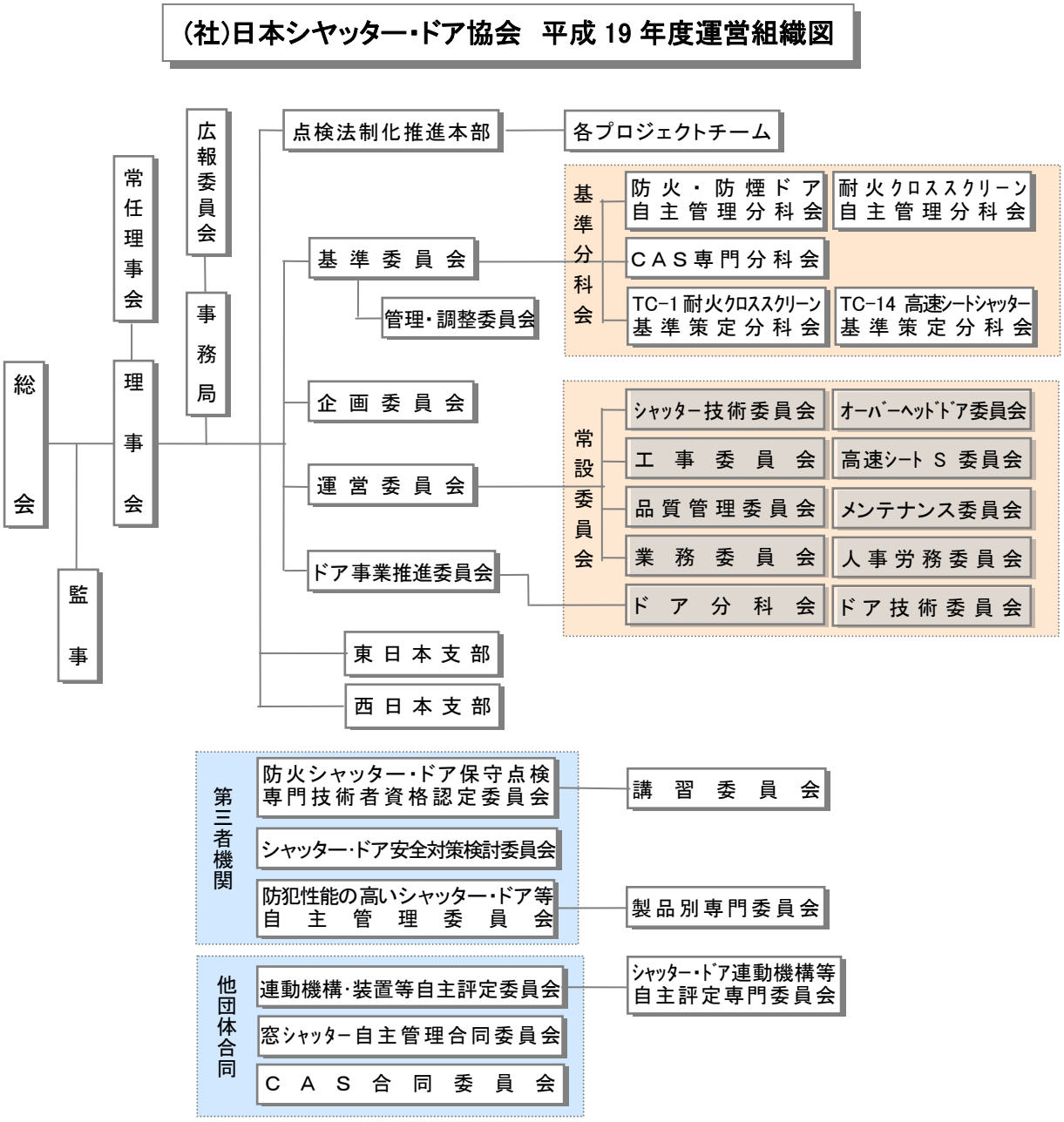

〈平成 19 年度事務局体制〉

- 事務局長（栗原）　　会員対応、広報、（国交省）
- 管理部長（水島）　　ドア事業、防犯事業、（警察庁）（経産省）（日本サッシ協会）
- 業務部長（伊藤）　　講習会事業
- 技術第一部長（古川）　講習会事業、工事系委員会事務局、（火災報知機工業会）
- 技術第二部長（宿谷）　安全対策（事故報告制度窓口）、ＣＡＳ、技術系委員会事務局
- 事務担当（大谷）　　経理、総務等事務全般及び会員窓口